

会 則

劍

あきる野市剣道連盟

あきる野市剣道連盟会則

第1章 総則

- 第1条 この連盟は、あきる野市剣道連盟（以下本連盟と言う）と称す。
- 第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。
- 第3条 本連盟は、あきる野市内の剣道団体で組織する。
- 第4条 本連盟は、あきる野市体育協会並びに、西東京剣道連合会を以て東京都剣道連盟に加盟する。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本連盟は、剣道の普及振興と剣道団体及び会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。
- 第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 剣道大会及び、剣道講習会並びに稽古会の開催
 - (2) 各加盟団体の剣道大会の後援
 - (3) 東京都剣道連盟の規定に基づく級位審査会の実施
 - (4) その他本連盟の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会員

- 第7条 本連盟の会員は、第3条に定める剣道団体に所属し、本連盟に登録した者を言う。
- 第8条 本連盟の会員は、次の義務と権利を有する。
- (1) 本連盟の会則を尊重し、本連盟の発展に寄与すること
 - (2) 本連盟の事業への参加すること
 - (3) 称号の推薦及び、段級位の審査に請求すること
 - (4) 本連盟が加盟する西東京剣道連合会等の事業に参加すること
- 第9条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。
- 第10条 会員が本連盟の義務に違反し、または、体面を汚した場合は、除名することができる。

第4章 機関

- 第11条 本連盟には、次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 常任理事会
- 第12条 総会は、定時と臨時の二種類とし、会長がこれを召集する。

- 2 定時総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、常任理事会が必要と認めたとき、または、理事の3分の1以上の請求があったときは、30日以内に召集しなければならない。
- 第13条 総会は、本連盟の最高議決機関であって、理事を以て構成する。
- 2 総会は、構成員の3分の2以上の出席者を以て成立し、議事は、出席者の過半数を以て決する。
- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員承認
- (5) その他の重要な事項
- 第15条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、を以て構成し、会長がこれを召集する。
- 2 常任理事会は、構成員の3分の2以上の出席者を以て成立し、議事は、出席者の過半数を以て決する。
- 第16条 常任理事会は、次の事項を決議する。
- (1) 総会より付託された事項
- (2) 事業計画及び予算に基づく会務の実施
- (3) 総会に提出する議案の審議
- (4) その他の緊急な事項

第5章 役員

- 第17条 本連盟に次の役員を置く
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 3名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 会計 3名
- (8) 監事 3名
- 第18条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、これを代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故ある時はこれを代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会の構成員となり、会務の企画立案に及び実施に当たる。
- (6) 理事は、総会の構成員となり、本連盟の事業計画を審議し議決する。
- (7) 会計は、本連盟の収入支出を司る。
- (8) 監事は、会計を監査し総会において意見を述べる。

第19条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、常任理事会で選出し、総会で承認を得る。
なお、会長の選出については、別に定める選考委員会の報告を受けて行うものとする。
- (2) 理事長及び副理事長は、常任理事の中から会長が指名し、総会で承認を得る。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長が指名し、総会で承認を得る。
- (4) 理事は、加盟団体から若干名選出する。
- (5) 会計は常任理事会において選出し、選出された会計は常任理事となる。
- (6) 監事は、総会で選出し、他の役員との兼任を認めない。

第20条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の就任までその任務を行う。

第6章 顧問及び名誉会長

第21条 本連盟に顧問、相談役及び名誉会長をおくことができる。

2 前項の委嘱は、常任理事会に諮り会長が指名する。

第22条 顧問、相談役及び名誉会長は、必要に応じ会長の諮問に応える。

第7章 運営

第23条 本連盟は、第6条に規定する事業を実施するために指導部を設ける。

2 指導部は、部長1名、その他若干名とし、常任理事会に諮り会長がこれを指名する。

3 指導部は、稽古会、級審査会、主催大会の企画立案及び各大会への派遣選手の選考等を行う。

第8章 段級審査

第24条 段級の審査及び称号を受けようとする者は、西東京剣道連合会または、東京都剣道連盟の規定による手数料を添えて会長に出願する。

第25条 本連盟が主催する級位審査会は、東京都剣道連盟の規定に基づいて行う。

第9章 表彰及び弔意

第26条 本連盟は、剣道の普及発展及び、稽古、指導、研究について功績のあった個人並びに団体を常任理事会に諮り、表彰することができる。

第27条 会員及び本連盟の関係者が死亡した場合は、弔慰金規定に基づき弔意を行う。

第10章 会計及び会費

第28条 本連盟の経費は、会費、寄付金、助成金、その他の収入を以て当てる。

第29条 本連盟の会費は、年額 4,600 円とする。ただし、中学生以下は、年額 3,100 円とする。

2 本連盟への入会者は、入会金として 500 円を納入する。

第30条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

2 決算報告は、監事の決算審査を経て総会に報告しなければならない。

付 則

本会則に規定されていない事項は、常任理事会に諮って処理する。

本会則は平成8年4月1日から実施する。

本会則は平成10年4月1日から実施する。

本会則は平成12年4月1日から実施する。

本会則は平成14年4月1日から実施する。

本会則は平成18年4月1日から実施する。

本規定は平成20年4月1日から実施する。

あきる野市剣道連盟旅費支給規定

第1条 この規定は、あきる野市剣道連盟の役員及会員に対する旅費の支給規定を定める。

第2条 本剣道連盟の用務で出張及び派遣する場合に要する旅費は、交通費・日当・宿泊費・食料費とし、別表による額を支給する。

第3条 この規定に定めるものを除くほか、特に会長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で支給することができる。

付 則

本規定は平成8年4月1日から実施する。

本規定は平成20年4月1日から実施する。

別 表

交通費	交通機関利用の場合は実費、自家用車利用の場合は2,000円/台
日 当	三段以下審査会引率5,000円、市スポレク係員3,000円/人、その他2,000円/人
宿泊費	一泊12,000円
食料費	一食 500円

あきる野市剣道連盟弔慰金支給規定

第1条 この規定は、会員及び本連盟の関係者が死亡したとき弔慰金を支給することに関し、必要な事項を定める。

第2条 会員及び本連盟の関係者が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給する。

なお、本連盟の関係者とは、会員の配偶者及び、会長が必要と認めたものをいう。

- (1) 会員は、1万円とする。
- (2) 本連盟の関係者は、5千円とする。

第3条 常任理事以上のものが死亡した場合は、弔慰金の外に献花料を支給する。なお、献花料は、5千円とする。

第4条 この規定に定めるものの外、弔慰金を支給に関し、必要な事項は、常任理事会で定める。

付 則

本規定は平成8年4月1日から実施する。

本規定は平成18年12月1日から実施する。

役員選考委員会規定

第1条 この規定は、会則第19条第1号に基づき、会長候補を選出する選考委員会（以下本委員会と言う）について定める。

第2条 本委員会の委員は、あきる野市剣道連盟の加盟団体から選出されたものをもって構成する。

2 本委員会の委員の中から互選により委員長を定め、委員長は本委員会の会務を掌握する。

第3条 会長候補の選考は、構成委員の4分の3以上の合意を得て、常任理事会に報告する。

第4条 本委員会は、常任理事会の要請により設置し、総会において会長が承認された時を以て解散する。

付 則

本規定は平成12年4月1日から実施する。